

別表第 2(第 5 条関係)・・・通常の埋立ての際の構造基準(別表第 4 を除く)

- 1 特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置き換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 土砂等の埋立て等の高さ及びのり面(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)のこう配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の土砂等の埋立て等の高さの欄及びのり面のこう配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分	土砂等の埋立て等の高さ		のり面のこう配
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成 3 年建設省令第 19 号)別表第 1 に規定する第 1 種建設発生土、第 2 種建設発生土及び第 3 種建設発生土並びにこれらに準じるもの	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保されるこう配
	その他	10 メートル以下	垂直 1 メートルに対する水平距離が 1.8 メートル(埋立て等の高さが 5 メートル以下の場合にあっては、1.5 メートル)以上のこう配
その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保されるこう配

- 4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)第 6 条から第 10 条までの規定に適合すること。
- 5 土砂等の埋立て等の高さが 5 メートル以上である場合にあっては、土砂等の埋立て等の高さが 5 メートルごとに幅が 1 メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 6 特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- 7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 特定事業区域(のり面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

参考 別表第 2 の 3 号の表中、土砂等の区分について

別表第 2 の 3 号の表中、土砂等の区分欄は、下記条文を参考に区分すること。

第 4 種建設発生土及び浚渫土並びに泥土は、土砂等の区分欄「その他」に該当する。

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

(平成三年十月二十五日建設省令第十九号)

(この省令の趣旨)

第一条 この省令は、建設業に属する事業を行う者(以下「建設工事事業者」という。)の再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第十五条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成三年政令第三百二十七号)別表第二の第一欄に掲げる土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊のうち建設工事に伴い副次的に得られたもの(以下それぞれ「建設発生土」、「コンクリート塊」及び「アスファルト・コンクリート塊」という。)について、建設工事事業者の建設工事に係る事業場(以下「工事現場」という。)での利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

中略

(再生資源の利用の原則)

第三条 建設工事事業者は、請負契約の内容及び再生資源の利用に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況及び再資源化施設(建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。)の立地状況等を勘案し、再生資源を建設資材として用いる建設工事を施工することにより、その利用を行うものとする。

(建設発生土の利用)

第四条 建設工事事業者は、建設発生土を利用する場合において、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、主として下欄に掲げる用途に利用するものとする。

2 前項の場合において、建設工事事業者は、建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物(建築物を含む。以下同じ。)の機能に支障が生じないように、適切な施工を行うものとする。

3 建設工事事業者は、建設発生土の利用に当たって、あらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとする。

中略

(再生資源の発生した工事現場での利用)

第七条 建設工事業者は、適切な施工方法の選択、資材置場の確保及び施工機械(再生資源を建設資材として利用するために必要な加工を行う装置を含む。)の選定に配慮し、再生資源が発生した当該工事現場での利用に努めるものとする。

以下別表まで略